

平成 29 年 8 月 3 日

各地域振興局・支庁
保健福祉環境部長 殿

保健医療福祉課長

病院等の開設等の許可申請があった場合の対応（案）について（通知）

標記の件について、医療法第7条第5項及び医療法第30条の14第3項に係る対応について、別添のとおり本県の考え方を整理しました。

つきましては、「地域の医療提供体制に影響を与える申請内容」について、別添を基に地域の医療提供体制の実情に応じた医療機関規模の設定などを検討していただき、貴部所管の地域医療構想調整会議において協議の上、決定して下さるようお願いいたします。

(参考) 医療法 (抜粋)

第7条

5 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第30条の13第1項に規定する病床の機能区分（以下この項において「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（第30条の4第1項に規定する医療計画（以下この項及び次条において「医療計画」という。）において定める第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。

第30条の14

3 第7条第5項に規定する申請をした者は、当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関して、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため、協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(問合せ先)

保健医療福祉課 医療政策係

担当：東，中迫

電話 099-286-2738 (直通)

FAX 099-286-5928

email iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

病院の開設等の許可申請があった場合の対応（案）

「条件付与」については、当面の間、行わない。
但し、地域の医療提供体制に影響を与える申請内容※については、医療機関に対し、調整会議への参加と理由説明を求める。

<理由>

- (7) 現在の病床機能報告制度は、病床機能の定義が曖昧であることから、厚生労働省においては、病床機能報告に定量的な基準を設けるべく、検討をスタート（最速、平成30年度報告から定量化）。
- (4) 一方で、地域医療構想の実現について、厚生労働省は、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議が基本であり、まずは、地域での議論を優先させるべき、との姿勢。
- (7) 県地域医療構想においても、医療機関相互の協議による取組を進める旨を明記。

※ 地域の医療提供体制に影響を与える申請内容とは

- (1) 「特定機能病院（鹿大病院）」及び「地域医療支援病院（県内14病院）」の移転もしくは増床^{※1}に伴う開設等許可申請
- (2) 各構想区域において政策医療を担う医療機関の移転もしくは増床^{※1}に伴う開設等許可申請（(1)以外で、鹿児島市立病院、米盛病院、済生会川内病院、種子島医療センター）
- (3) その他、各構想区域における200床^{※2}以上の病床を有する中核的な医療機関（(1)、(2)以外で10病院）の移転もしくは増床^{※1}に伴う開設等許可申請
- (4) 特例診療所の病床設置に伴う届

注1) 1割以上の増床に限る

注2) 各調整会議において地域の実情に合わせて設定できる

病院の開設等の許可申請があった場合の対応(案)について

地域の医療提供体制に影響を与える申請内容※については、医療機関に対し、調整会議への出席と理由説明を求める。

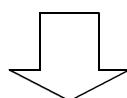
※地域の医療提供体制に影響を与える申請内容とは

【第3回地域医療構想調整会議（H30.1.17）で以下のとおり決定】

- (1) 「特定機能病院」及び「地域医療支援病院」の移転もしくは増床^{注1)}に伴う開設等許可申請
- (2) 「政策医療を担う医療機関」^{注2)}の移転もしくは増床^{注1)}に伴う開設等許可申請
- (3) 「公的医療機関」及び「100床以上の病床を有する医療機関」の移転もしくは増床^{注1)}に伴う開設等許可申請
- (4) 特例診療所の病床設置に伴う届

注1) 1割以上の増床に限る。

注2) 救命救急センター，へき地医療拠点，災害拠点，周産期母子医療センターの指定を受けている医療機関。



【案】

- (1) 「特定機能病院」及び「地域医療支援病院」の移転もしくは増床^{注1)}に伴う開設等許可申請
- (2) 「政策医療を担う医療機関」^{注2)}の移転もしくは増床^{注1)}に伴う開設等許可申請
- (3) 「公的医療機関」及び「100床以上の病床を有する医療機関」の移転もしくは増床^{注1)}に伴う開設等許可申請
- (4) 特例診療所の病床設置に伴う届
- (5) その他地域医療構想調整会議議長が必要と認めるもの

注1) 1割以上の増床に限る。

注2) 救命救急センター，へき地医療拠点，災害拠点，周産期母子医療センターの指定を受けている医療機関。

本県における協議状況について④

病院の開設等の許可申請があった場合の対応

地域の医療提供体制に影響を与える申請内容については、医療機関に対し、地域医療構想調整会議への参加と理由説明を求める。

H30.12.14時点

	鹿児島	南薩	川薩, 出水	始良・伊佐	曾於	肝属	熊毛	奄美
特定機能病院	○	—	—	—	—	—	—	—
地域医療支援病院	○	○	○	○	○	○	○	○
政策医療	○	○	○	○	○	○	○	○
公的医療機関等	○	—	—	—	—	—	○	—
〇〇床以上	200	200	200	200	100	100	100	全ての病院
特例診療所	○	○	○	○	○	○	○	○
調整会議議長が認める	○	○	○	○	—	○	—	—

(平成30年度県調整会議 (H31. 1. 31) 資料抜粋)